

## 社会福祉法人玉川の会 評議員・役員の報酬等及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人玉川の会（以下「本会」という。）の定款第8条、定款第10条第2号及び定款第10条第3号に基づく評議員、役員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には、支給しない。

2 理事の報酬は日額とし、理事会、評議員会等本会業務への出席の都度、別表2に定める年間総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する役員には、支給しない。

3 監事の報酬は年額とし、別表3に定める年間総額の範囲内で、個別の契約に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する役員には、支給しない。

### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用の弁償)

第5条 本会は、評議員及び役員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和元年11月9日から施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人あたり)	年間総額(合計)
評議員	3,000円	200,000円

別表2 理事の報酬

役職	報酬日額 (1人あたり)	年間総額(合計)
理事	5,000円	200,000円

別表3 監事の報酬

役職	年間総額 (合計)
監事	960,000円